

福岡県公報

令和六年四月五日
第四百八十五号
増刊
①

目次

告 示 (第二百二十三号)

○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示
……………一

再 掲

○福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示
……………一

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則
……………一
(監査委員事務局総務課)

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
……………二
(人事委員会事務局給与公平課)

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
……………二
(人事委員会事務局給与公平課)

○福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則
……………三
(人事委員会事務局給与公平課)

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
……………三
(人事委員会事務局給与公平課)

正 誤

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則(令和六年福岡県規則
……………四
第二号) 中正誤

告 示

福岡県告示第二百二十三号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年四月五日

福岡県知事 服部 誠太郎

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程(昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項及び別表農地災害復旧緊急支援事業の項中「並びに令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」を、「令和四年八月一日から同月二十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害並びに令和五年五月二十八日から七月二十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、令和五年度の補助金から適用する。

再 掲

福岡県公公式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

監査委員告示第六号

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県監査委員 塩川 正一
同 世利 洋介
同 森 行一
同 大島 道人

福岡県監査委員事務局事務取扱規程の一部を改正する告示

福岡県監査委員事務局事務取扱規程(昭和三十六年四月福岡県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第

九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 指導主査

第四条第八号の次に次の一号を加える。

九 主幹

第五条第二項中「参事補佐」の下に「、主幹、指導主査」を加える。

第六条中第十五項を第十七項とし、第十一項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、第十項を第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12 指導主査は、上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし、職員を指導する。

第六条第九項の次に次の一項を加える。

10 主幹は、上司の命を受け、当該課（室）の事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし、当該課（室）の長、副課長又は参事を補佐する。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員級の別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県の職員級の別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員級の別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ中 「税務主幹」を「次長 税務主幹」に、

課長（総務課長を除く。） 副所長 所長
を

課長（総務課長を除く。） 副所長 所長
に、

「女性相談所」を「女性相談支援センター」とし、「大阪事務所」を「関西・中京事務所」
に、
企画主査 参事補佐 企画主幹
を
企画主査 指導主査 企画主幹 参事補佐 主幹
に、

監査主査 密長補佐 監査主幹 参事補佐
を
監査主査 指導主査 密長補佐 監査主幹 参事補佐
に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第六号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

東京事務所	
副所長	所長
四種	一種

東京事務所	
副所長	所長
四種	二種

を
に、「女性相談所」を

「女性相談支援センター」に、「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第七号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「、企画主幹」の下に「、主幹」を、「、企画主査」の下に「、指導主査」を加え、同表人事委員会事務局の項中「企画主幹」を「企画主幹 主幹」に、「企画主査」を「企画主査 指導主査」に改める。

別表第二県税事務所の項中「副所長」を「副所長 次長」に改め、同表中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第八号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「又は環境部」を「、環境部又は保健福祉環境事務所」に改める。

第四条第一項第二号中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同条第二項第一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を削り、「又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）」を「、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）」に改める。

様式第五号及び様式第八号中「~~福岡県外~~」を「~~困難な問題を抱える女性への支援に関する法律~~」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

正 誤

6・1・19	6・1・19	発行年月日
464 増刊①	464 増刊①	番 公 号 報
規則	規則	種 類
2	2	番 同 号 上
46	3	ペー ジ
○		上
	○	下
1 前 から		行
		備考
第百十三号様式その二	八十一の八	正
第百三十号様式その二	の八 ●八十一の	誤

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令
 福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。
 別表第一給与公平課の部第二十項第二号中「売春防止法等」を「児童扶養手当法等」に改める。
 別表第一給与公平課の部第二十四項中「昭和四十五年」を「昭和四十年」に改め、同項第一号中「から第三号まで」を削る。

附 則
 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。